

報道関係者 各位

令和7年8月26日(火)

【照会・取材申込先】

埼玉労働局労働基準部賃金室

室長 生木谷 忠司

専門監督官 廣川 圭介

(電話) 048-600-6205

埼玉県最低賃金は令和7年11月1日から 「時間額 1,141 円」に改正されます

埼玉県内の事業場で働くすべての労働者に適用される地域別最低賃金である「埼玉県最低賃金」について、埼玉労働局長（片淵 ^{かたふち} 仁文 ^{ひろふみ}）は、埼玉地方最低賃金審議会（会長 福田 ^{ふくだ} ^{もとお} 素生 埼玉県立大学名誉教授）の調査審議を経て、令和7年8月8日付けの改正答申であり「時間額 1,141 円」に改正決定しました。



福田会長（左）から答申を受け取る片淵局長（右）

最低賃金の改正については令和7年9月4日付けの官報に公示され、令和7年11月1日（土）に発効する予定です。

令和7年度の最低賃金の改正は、時間額表示となった平成14年度以降、最も大きい引上げ額（63円）となります。

改正額 (時間額)	現行額 (時間額)	引上げ額	引上げ率	効力発生日
1,141円	1,078円	63円	5.84%	令和7年11月1日（土）

改正される埼玉県最低賃金の効力発生日の令和7年11月1日（土）からは、埼玉県内で事業を営む使用者は、原則として、その使用するすべての労働者に対し、「時間額1,141円」以上の賃金を支払わなければなりません。

この最低賃金額の引上げにより、埼玉県内の事業所で働く24万4千人以上の労働者が影響を受けると推定されます。

埼玉労働局では、官報に公示される令和7年9月4日から効力発生日の令和7年11月1日までを「埼玉県最低賃金周知強化期間」として、各労働基準監督署及び各公共職業安定所（ハローワーク）とともに集中的に周知活動等を行います。

その一環として、埼玉労働局・管内所轄労働基準監督署長及び公共職業安定所長等の幹部による「街頭啓発行動」を次のとおり行いますので、取材方よろしくお願ひいたします。

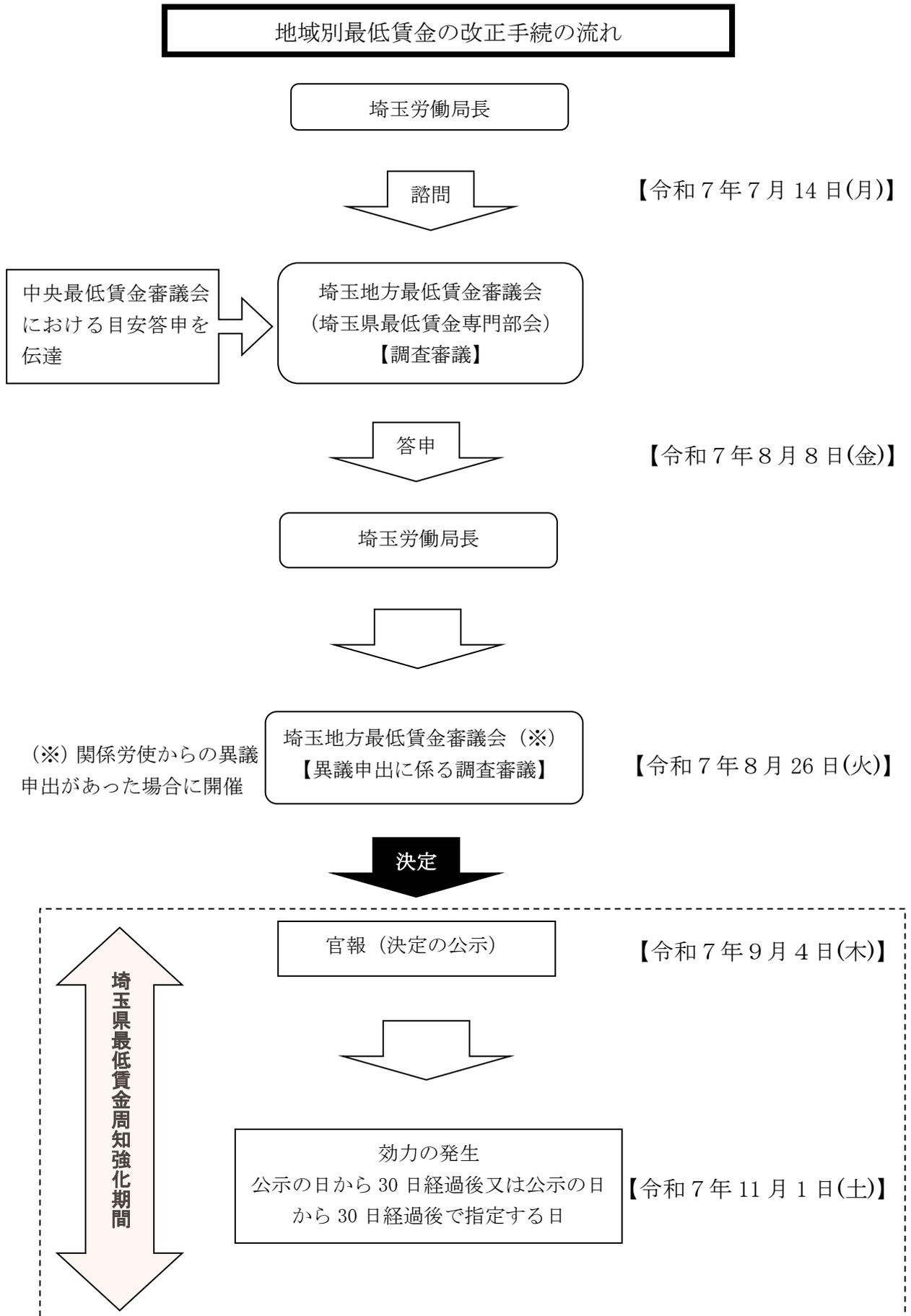
取材については別紙「取材申込票」でメールまたは電話でお申し込みください。

【埼玉県最低賃金の改正に係る街頭啓発行動】

日時	場所	対応者
令和7年10月 31日（金） 午前8:30～ （30分）	JR大宮駅コンコース	埼玉労働局長、局賃金室長、 さいたま労働基準監督署長、 大宮公共職業安定所長 ほか
	JR熊谷駅コンコース	労働基準部長、熊谷労働基準 監督署長、熊谷公共職業安定 所長 ほか

上記場所において、啓発品（周知用チラシ入りポケットティッシュ）配布を行います。

●今後のスケジュールは、次のとおりです。



埼玉労働局労働基準部賃金室 宛
Mail : saitama-saichin@mhlw.go.jp
電話 : 048-600-6205

令和 年 月 日

取材申込票

下記必要事項をご記入の上、令和7年10月30日(木)までにメールまたは電話でお申し込みください

取材申込	会社名 : 担当者名 : 電話 : Mail : 参加人数 :
放送・掲載予定日 放送番組・掲載紙名	令和 年 月 日
その他 (連絡・要望事項)	